

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

ページ

1 職員給与関係資料

第1表	適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表	適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	平均給与月額	3
第4表	扶養親族数別人員	3
第5表	管理職手当の支給状況	4
第6表	地域手当の支給状況	4
第7表	住居手当の支給状況	4
第8表	通勤手当の支給状況	5
第9表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	5
第10表	短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員	6
第11表	適用給料表別、級別、号給別人員分布	7
第12表	適用給料表別、級別、年齢別人員分布	25

2 民間給与関係資料

第13表	産業別、規模別調査事業所数	34
第14表	職種別給与額等	35
第15表	職員と民間事業所従業員との対応関係	42
第16表	職員給与と民間給与の較差	42
第17表	給与改定の状況	43
第18表	定期昇給の実施状況	43
第19表	昇給制度の状況	43
第20表	学歴別初任給	44
第21表	初任給の改定状況	44
第22表	特別給の支給状況	45
第23表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	45
第24表	家族手当の支給状況	45
第25表	住宅手当の支給状況	46
第26表	雇用調整等の実施状況	46
第27表	賃金カット等の実施状況	47
第28表	月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る割増賃金率の状況	47

3 生計費関係資料

第29表	費目別、世帯人員別標準生計費（平成25年4月）	48
------	-------------------------	----

4 労働経済関係資料

第30表	労働経済指標	49
------	--------	----

5 人事院報告関係資料

給与等に関する報告の骨子	51
国家公務員制度改革等に関する報告の骨子	53
一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出の骨子	54

1 職員給与関係資料

平成25年4月現在における職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の実態を調査したものである。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	10,232	43.5	21.2
行政職給料表	3,192	42.8	20.9
公安職給料表	1,215	37.9	17.0
教育職給料表(1)	1,744	44.5	21.9
教育職給料表(2)	3,704	45.6	23.0
研究職給料表	156	41.5	18.2
医療職給料表(1)	18	45.1	21.2
医療職給料表(2)	113	39.6	16.5
医療職給料表(3)	52	38.0	14.1
海事職給料表	38	39.2	18.4

(注) 1 企業局に勤務する職員(40人)、病院局に勤務する職員(1,044人)及び現業職給料表の適用を受ける職員(222人)は含まれていない。(以下各表において同じ。)

2 再任用職員(19名:うちフルタイム勤務職員12名、短時間勤務職員7名)は含まれていない。(第9表及び第10表を除く。)

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	83.3	3.9	12.6	0.0	62.1	37.9
行政職給料表	100.0	70.7	6.5	22.7	0.0	67.0	33.0
公安職給料表	100.0	55.4	2.9	41.6	0.2	93.0	7.0
教育職給料表(1)	100.0	95.2	2.1	2.7	—	59.3	40.7
教育職給料表(2)	100.0	99.2	0.8	—	—	48.6	51.4
研究職給料表	100.0	99.4	—	0.6	—	89.1	10.9
医療職給料表(1)	100.0	100.0	—	—	—	66.7	33.3
医療職給料表(2)	100.0	77.0	22.1	0.9	—	50.4	49.6
医療職給料表(3)	100.0	9.6	90.4	—	—	0.0	100.0
海事職給料表	100.0	23.7	44.7	31.6	—	100.0	0.0

第3表 平均給与月額

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	全職員
給料	308,346 円	341,407 円
扶養手当	9,732	9,381
管理職手当	8,410	5,882
地域手当	665	368
その他の手当	6,013	8,604
合計	333,166	365,642

(注) 給料には、切替えに伴う差額及び教職調整額を含む。

第4表 扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち扶養親族である 配偶者を有する者	うち扶養親族である 子を有する者	うち配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
1人	1,472 人	544 人	760 人	168 人
2人	1,758	610	1,683	115
3人	1,297	728	1,292	102
4人	425	338	425	71
5人	72	63	72	33
6人以上	9	6	9	7
計	5,033	2,289	4,241	496

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員の1人当たりの平均扶養親族数は、1.1人である。
 3 全給料表適用者のうち手当受給者1人当たり平均手当月額は、19,072円である。

第5表 管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	特4種	5種	6種	7種	8種	受給者 計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
職員の 区分	部長	次長	課長	室長 校長	副校長	校長 教頭	指導主査	教頭	部主事		
受給者	人 17	人 82	人 319	人 208	人 18	人 238	人 2	人 137	人 28	人 1,049	円 57,374

(注) 職員の区分については、主な職務について記載した。

第6表 地域手当の支給状況

区分	地域手当 支給区分 計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	非支給地
		18%	15%	12%	10%	6%	3%	
人員 (構成比)	人 70 (100.0%)	人 25 (35.7%)	人 13 (18.6%)	人 4 (5.7%)	人 4 (5.7%)	人 5 (7.1%)	人 1 (1.4%)	人 18 (25.7%)
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 53,721	円 52,987	円 52,319	円 40,935	円 27,748	円 15,854	円 6,972	円 77,481

(注) 1 平均手当月額には、医療職給料表(1)適用職員に支給されるものを含む。

2 2級地の支給割合は、平成25年4月1日現在のものである。

第7表 住居手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	1,927 人
手当月額11,000円未満の受給者	6
手当月額11,000円以上 27,000円未満の受給者	924
手当月額27,000円の受給者	997
手当受給者1人当たり平均手当月額	24,845 円

配偶者の居住する 借家・借間	受 給 者	手当支給者1人当たり平均手当月額
	4 人	13,175 円

第8表 通勤手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	8,735 人
交通機関等のみを利用する者	291
交通用具のみを使用する者	8,318
交通機関等と交通用具を併用する者	126
交通機関等の利用者1人当たり平均手当月額	17,044 円
交通用具の使用者1人当たり平均手当月額	8,253 円

第9表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

給 料 表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		公安職給料表	7 人	人	人	人	6 人	人	人	1 人
教育職給料表(1)	5	3	2							
給 料 表 計	12									
60歳	5									
61歳	6									
64歳	1									

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表について同じ。)

第10表 短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	2	人	2人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	3				2	1				
教育職給料表(1)	1	1								
研究職給料表	1	1								
給料表計	7									
	60歳									
	61歳									
	63歳									

(注) 再任用職員のうち、短時間勤務職員の状況である。(別掲)

第 1 1 表 適用給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	2								1
10				1					1
11	2								
12									
13						1			1
14	2								
15									
16	1								
17		2							2
18		3							3
19	5	10							
20		2							2
21		9							2
22		29							1
23		13				1			4
24	2	5	1						
25	2	4						2	
26	2	5						3	
27	1	38				1		3	
28		4						3	
29	31	21	2					2	
30	5	5						3	
31	5	36	1					3	
32	1	5	1				1	2	
33		9	8					2	
34	37	10	3					2	
35	1	34	8						
36	1	7	5					2	
37	2	10	16				1	4	
38	2	19	3				2	4	
39	45	32	6				1	2	
40	4	15	12	1				1	
41	4	11	14	1		1	3	7	
42	4	15	7			1	2		
43	6	41	10	1			8		
44	32	10	10			1	5		
45	4	22	9			1	4		
46	5	16	7	2			3		
47	6	47	17	3			1		
48	3	7	11	2	1	2	1		
49	25	11	17	1		2			
50		14	9		1	2	1		
51	1	35	17	1		1	1		
52		7	24	1		2	1		
53		17	27	6	2	1	4		
54	1	21	15	7	3	1			
55	2	27	25	5	5	1			
56	1	7	28	16	5	4			
57	2	8	32	13	13	6			
58		9	12	16	17	5			
59	1	15	23	17	28	15			
60	1	11	23	22	26	9			
61		8	28	23	26	8			
62		7	14	23	14	7			
63	2	23	22	17	18	13			
64		5	15	17	12	15			
65	2	9	11	18	5	11			
66	1	7	20	12	14	13			
67	2	17	16	6	3	25			
68	1	6	10	1	10	17			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
69		6	16	2	13	18			
70	1	11	11		12	10			
71	1	10	10	1	5	26			
72		10	8		15	7			
73	1	5	12		17	85			
74	2	8	5		14				
75		11	14		24				
76		7	4		17				
77		13	5		20				
78		12	6		9				
79		8	16		19				
80		5	1		3				
81		4	8		6				
82		6	11		3				
83		5	15		5				
84		6	4		5				
85		1	11		48				
86		4	5						
87		3	11						
88		3	6						
89		4	11						
90		4	12	1					
91		5	7						
92		3	11						
93		4	11						
94		1	8						
95		3	8						
96		5	8						
97		2	16						
98		3	3						
99		1	10						
100		4	6						
101		5	8						
102		5	2						
103		1	4						
104		3	1						
105		4	4						
106		1	1						
107		1	1						
108		2	1						
109			1						
110			2						
111									
112									
113			1						
114									
115									
116			1						
117		1	12						
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		14							
計	264	974	868	237	438	313	39	42	17

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、
 該当人員0の号給は空欄とした。(以下同じ。)

適用職員数	3,192人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	18								
8									
9									
10	1								
11	21								
12	2								
13			1						
14	2								
15			1						
16	3								
17	21		1						
18									
19	4	15	1						
20			2						
21	2	2	2						
22	18	4							
23	1	17	3	1					
24	2	1	3						
25			6						
26			5						
27	10	1	2	3					
28	1	1		1	1				
29	2	30	6	1					
30	1		2						
31	11		2	3					
32		4	4	5					
33	5	2	10	5					
34		22		1					
35	5	6	5	2	1				1
36		7	1	3					2
37		2	11	7	1				8
38		4	3	4	2		1		
39	2	8	9	7					
40	3	2	8	3	3				
41	2	8	3	4	1				
42		7	3	4	1				
43	1	12	11	5					
44	1	9	5	3	1				
45	3	6	6	7	2				
46	2	3	6	2	1				
47	1	9	8	7	2				
48		2	5	1			1		
49		5	9		1		1		
50		4	5	6					
51		4	6	4					
52		3	8	4	2		1		
53	1	7	7	1					
54		2	10	4	3		2	1	
55		2	9				1		
56		3	9	3	1		2		
57		3	2	4			3	7	
58		3	1	6	3	1	2		
59		2	3	6	2		3		
60		1	3	1			4		
61		2	3	1		1	3		
62			4	4	1		1		
63			3	4	3		3		
64			5	5		2	3		
65			4	5	3		6		
66			2		1	1	3		
67			5	2	1	1	5		
68				2	3	3	3		
69				1		1			
70				1			4		
71			1	2	1	1	3		
72			3	5	1	4	4		
73			1	7	1	1	10		
74				3	2	2			
75			1	5	3	4			
76					3	3			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78				4	3				
79				2	2	1			
80				1	4				
81				3		1			
82				2	1	1			
83				2	2				
84				2	1				
85				2	2	3			
86				3					
87				5					
88			1	3					
89				1					
90				2					
91			1	1					
92									
93				6					
94				4					
95				2					
96				5					
97				4					
98				6					
99				11					
100				4					
101				5					
102				9					
103				4					
104				5					
105			1	6					
106				5					
107				5					
108				7					
109				8					
110				3					
111			1	9					
112				3					
113			2	3					
114			1	11					
115			1	9					
116				6					
117			1	4					
118				5					
119				4					
120				7					
121			2	2					
122				4					
123				4					
124				2					
125				25					
126									
127			1						
128			2						
129									
130			1						
131			1						
132			1						
133									
134									
135									
136			1						
137									
138			1						
139			1						
140			1						
141									
142			1						
143									
144									
145									
計	146	225	261	395	69	31	69	8	11

適用職員数	1,215人
-------	--------

教育職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7		1			
8					
9					
10		2			
11					
12		1			
13					
14					
15		2			
16					
17		1			
18		1			
19					
20					
21					
22		2			
23					
24					
25		4			
26					
27		3			
28					3
29		5			3
30					
31		3			1
32		2			1
33		10			3
34		1			3
35		3			1
36		1			1
37		10			3
38		1			1
39		6			2
40		7			3
41					
42		12			
43		2			1
44		4			3
45					
46		12			
47		4			
48		10			
49		5			1
50		26			3
51		5			
52		5			
53		9		1	
54		35			
55		1		1	
56		7		1	
57		3		4	
58	2	21			
59		7		1	
60	1	11		3	
61		9		4	
62	2	26		6	
63		1		3	
64		13		5	
65		6		5	
66	1	26		3	
67		5		4	
68	2	24		5	
69		23		7	
70	3	27		1	
71	1	10	1	3	
72	1	28		3	
73	1	10	1	2	
74	4	33	1	2	
75		11	1	3	
76	1	18		3	
77	1	19	2		
78	1	34	1		
79	2	17	2		
80	1	25	2		
81	2	9			
82	1	41	1		
83		5	1		
84		16	1		
85		14			
86	2	30	2		
87		7	1		
88	4	13			
89	4	14			
90	3	23			
91	1	10			
92	1	25			
93	1	9			
94	2	16			
95		11			
96	3	19			
97	1	16			
98	5	13			
99		19			
100		39			
101	1	19			
102	1	29			
103	1	29			
104	1	30			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
105	3	24			
106		21			
107		24			
108		22			
109		22	1		
110	2	23			
111		33			
112		21			
113	1	19			
114		26			
115	1	23			
116	1	27			
117	1	26			
118		29			
119		22			
120		22			
121		7			
122		15			
123		5			
124		9			
125		8			
126	1	5			
127		2			
128		6			
129	1	6			
130		5			
131	1	5			
132		1			
133		3			
134		1			
135					
136		1			
137		1			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146	1				
147					
148					
149					
150					
151					
152	1				
153					
計	72	1,551	18	70	33

適用職員数	1,744人
-------	--------

教育職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					1
15					
16					
17		5			
18					
19					
20					2
21					2
22		12			2
23					1
24		1			6
25					11
26					14
27		21			10
28					15
29		3			15
30		3			16
31					8
32		23			12
33					7
34		10			4
35		1			1
36		2			9
37		22			7
38		1			8
39		17			6
40		1			11
41		22			4
42		4		1	9
43		7			2
44		7			5
45					3
46		33			
47		3			
48		12			
49		6			
50		39			
51		1			
52		10			
53		8			
54		36			
55		5			
56		7			
57		7			
58		28			
59		5			
60		19			
61		7			
62		42			
63		4			
64		15			
65		9		1	
66		50		1	
67		3		2	
68		19		1	
69		12		3	
70		47	2	5	
71		9		6	
72		11		4	
73		11	1	5	
74		48	3	17	
75		12	3	13	
76		24	1	4	
77		20	2	14	
78		50	1	16	
79		11	1	18	
80		27		12	
81		28	2	13	
82		46	1	12	
83		15		9	
84		22		7	
85		36		8	
86		58		7	
87		34		7	
88		32		3	
		29		3	

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
89	人	47	人	3	人
90		16		4	
91		35		2	
92		22			
93		46			
94		17			
95		30		2	
96		25			
97		56			
98		12			
99		29			
100		27			
101		41			
102		17			
103		21			
104		29			
105		42			
106		20			
107		45			
108		41			
109		29			
110		39			
111		73			
112		57			
113		38			
114		91			
115		110			
116		110			
117		101			
118		93			
119		72			
120		67			
121		33			
122		23			
123		30			
124		40			
125		41			
126		49			
127		45			
128		38			
129		39			
130		39			
131		50			
132		40			
133		33			
134		24			
135		24			
136		26			
137		20			
138		16			
139		13			
140		15			
141		7			
142		5			
143		6			
144		7			
145		2			
146		6			
147		6			
148					
149		6			
計	0	3,293	17	203	191

適用職員数	3,704人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					1
33					
34	3				
35					
36					
37					
38					
39	3				
40					
41	2				
42			1		
43		1			
44	1		1		
45	1	1			
46	1	1			
47	1		1		
48			1		
49	2		2		
50		2			
51		1			
52			1	1	
53		1	1		
54	3		1		
55		1	3		
56				1	
57		1	2		
58				1	
59	1				
60		1	1	1	
61		1			
62	1		3	1	
63		1			
64		2			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65		1		1	
66	3	1		2	
67	2			1	
68			2		
69			2		
70			4		
71	1			1	
72	1	3			
73	1	1		1	
74		1	1		
75	1	1			
76	1	1	1		
77	1		1		
78		1	1		
79	3				
80					
81		1		1	
82	1	3	1		
83	2	1			
84		1	2		
85		1			
86	1				
87			1		
88		1			
89	3	1			
90		1			
91	1	2			
92					
93		1			
94	3	1			
95	1	1			
96		1			
97	1	3			
98					
99		1			
100	2				
101	1	1	1		
102		1			
103	1				
104					
105					
106	1				
107					
108	1				
109					
110	1				
111					
112					
113	2				
114					
115					
116	1				
117	1				
118					
119	1				
120					
121					
122	1				
123					
124					
125	1				
126	1				
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136	1				
137					
138					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
139 140	人	人	人	人	人
141 142 143 144					
145 146 147 148					
149 150 151 152					
計	62	46	35	12	1

適用職員数	156人
-------	------

医療職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	3			
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28		1		
29				
30				
31		1		
32		1		
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				1
54		1		
55				
56				
57			1	
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74			1	
75				
76				
77			1	
78				
79				
80			1	
81			6	
82				
83				
84				
85				
計	3	4	10	1

適用職員数	18人
-------	-----

医療職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9		1					
10							
11							
12							
13							
14		1					
15		3					
16							
17							
18							
19							
20		2					
21							
22							
23							
24		1					
25		2					
26	1						
27							
28							
29		1					
30		3					
31				1			1
32		1					
33		1					
34		1					
35		4		1			
36							
37		2					
38		2					
39		2					
40		1					
41		2					
42		2					
43			1				
44		1	3				
45			1		2		
46				1			
47		1		1	1		
48							
49			1		1	1	
50					1		
51					1		
52							
53			1	1		2	
54						1	
55		2			2	2	
56		1			1	2	
57		3			2		
58					1		
59		2					
60		2			1		
61			1				
62		1					
63		1			1		
64			2	1	1		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
65		1	1	3			
66			1				
67				2			
68							
69				2			
70			1				
71		2	1				
72			1				
73				1			
74				1			
75		1					
76							
77				1			
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88				1			
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95				1			
96							
97							
98							
99		1					
100							
101							
102		1					
103							
104							
105		4					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	1	57	15	18	15	6	1

適用職員数	113人
-------	------

医療職給料表（3）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19		1					
20							
21							
22							
23		1					
24		1					
25		2					
26							
27		1					
28							
29							
30		1					
31							
32							
33		1					
34		2					
35							
36							
37		1					
38							
39							
40		1					
41			1				
42		1					
43		1					
44		1					
45		1	1				
46		1					
47							
48							
49				2			
50		1				1	
51							
52							
53							
54							
55							
56		1			1		
57		1					
58		1					
59				1			
60							
61					1		
62		2					
63		1					
64		1					
65			1				
66							
67		1					
68		2	1				
69							
70		1					
71							
72		1					
73							
74							
75		1					
76							
77							
78				1			
79		1					
80		1					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
81							
82							
83							
84							
85		1					
86			1				
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96		1					
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103		1					
104							
105							
106							
107		1					
108							
109		1					
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117		1					
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130		1					
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
計	0	40	5	4	2	1	0

適用職員数	52人
-------	-----

海事職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		1			
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24		1			
25		1			
26					
27					
28					
29	1				
30					
31					
32		1			
33		1			
34		1			
35					
36					
37	1	1			
38					1
39	1				
40				1	
41			1		
42		1			
43				1	
44			1		
45		1			
46					
47	1				
48			1		
49			2		
50			1		
51					
52	1				
53				1	
54					
55					
56					
57			1		
58					
59	1	1			
60					
61			1		
62					
63		1			
64			1		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
65	人	人	人	人	人
66					
67					
68					
69					
70					
71	1				
72					
73					
74					
75					
76			1		
77					
78					
79				1	
80			1		
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89				1	
90		1			
91					
92					
93					
94					
95		1	1		
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	7	13	12	5	1

適用職員数	38人
-------	-----

第12表 適用給料表別、級別、年齢別人員分布

行政職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	2									2
19歳	2									2
20歳	7									7
21歳	3									3
22歳	27									27
23歳	43									43
24歳	46									46
25歳	42									42
26歳	38	1								39
27歳	20	28								48
28歳	10	43								53
29歳	5	51								56
30歳	3	60		1						64
31歳	2	62								64
32歳	2	71	1							74
33歳	5	76	5			1				87
34歳	1	71	13							85
35歳	1	58	25							84
36歳		59	30							89
37歳		54	30			1				85
38歳		35	52							87
39歳	2	50	65							117
40歳	1	34	76	2		1			1	115
41歳		40	93	8						141
42歳	1	34	56	12		1				104
43歳		23	66	18	2			1		110
44歳		17	64	20	11					112
45歳		21	39	24	13	1			1	99
46歳	1	17	40	20	20	1				99
47歳		6	38	30	29	4				107
48歳		7	37	22	40	4				110
49歳		17	27	16	34	11	2			107
50歳		5	22	17	53	18	1	1		117
51歳		12	19	11	49	25	1	1		118
52歳		2	16	8	33	37	5	2		103
53歳		4	18	9	39	40	3	7		120
54歳			4	4	27	26	2	4	4	71
55歳		2	10	4	30	33	4	5		88
56歳		3	6	6	22	31	5	6	5	84
57歳		4	11	4	17	35	3	5	5	84
58歳		7	3	1	12	30	9	4	1	67
59歳			2		7	13	4	6		32
60歳以上										
計	264	974	868	237	438	313	39	42	17	3,192

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下同じ。)

公安職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	16									16
19歳	26									26
20歳	24									24
21歳	21									21
22歳	13	11								24
23歳	18	16	2							36
24歳	9	31	1							41
25歳	2	30	7							39
26歳	4	23	13							40
27歳	7	24	16							47
28歳	2	23	15	1						41
29歳	3	16	20							39
30歳	1	11	26	5						43
31歳		13	14	12						39
32歳		8	16	13						37
33歳		9	26	12						47
34歳		7	20	13						40
35歳		2	20	16						38
36歳			16	13	2					31
37歳			7	15	4					26
38歳		1	9	20	2					32
39歳			4	7	4					15
40歳			4	10	5					19
41歳			2	17	3		1			23
42歳			2	14	3					19
43歳				11	3	1	1			16
44歳			1	7	4		2			14
45歳				2	2	3	2			9
46歳				4	1	1	4			10
47歳				14	4	1	1			20
48歳			1	19	4	3	6			33
49歳			3	6	2	3	7			21
50歳			1	10	4	3	2			20
51歳			1	14	5	2	4			26
52歳			2	14	3	3	5			27
53歳				13	4		2	2	1	22
54歳				15		1	7	1	1	25
55歳			2	15	5	4	4		2	32
56歳				18	1	2	6		1	28
57歳			3	25	2		6	2	1	39
58歳			5	25	2	1	2	2	2	39
59歳			2	15		3	7	1	3	31
60歳以上										
計	146	225	261	395	69	31	69	8	11	1,215

教育職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	特 2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		2				2
23歳		3				3
24歳		3				3
25歳		3				3
26歳		4				4
27歳		6				6
28歳		17				17
29歳	2	16				18
30歳	2	24				26
31歳	2	23				25
32歳	3	36				39
33歳	2	50				52
34歳	5	35				40
35歳	3	54				57
36歳	3	39				42
37歳	2	60				62
38歳	5	59				64
39歳	5	57				62
40歳	9	69				78
41歳	7	69				76
42歳	5	72				77
43歳	3	68				71
44歳		57				57
45歳	3	78				81
46歳		60				60
47歳		65	4			69
48歳		71	2	1		74
49歳	2	65	2	2		71
50歳	2	69	3	3	1	78
51歳		67		9		76
52歳	2	51	2	13		68
53歳		44	1	7	1	53
54歳	2	34	1	10	3	50
55歳		27	2	8	4	41
56歳	1	29		7	6	43
57歳	1	29	1	5	5	41
58歳	1	22		4	5	32
59歳		14		1	8	23
60歳以上						
計	72	1,551	18	70	33	1,744

教育職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	特 2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		5				5
23歳		11				11
24歳		24				24
25歳		29				29
26歳		34				34
27歳		40				40
28歳		50				50
29歳		48				48
30歳		64				64
31歳		41				41
32歳		67				67
33歳		71				71
34歳		84				84
35歳		63				63
36歳		94				94
37歳		98				98
38歳		113				113
39歳		90				90
40歳		93				93
41歳		106				106
42歳		114				114
43歳		106				106
44歳		101				101
45歳		139				139
46歳		116	1			117
47歳		153	1			154
48歳		160	2			162
49歳		153	7	1		161
50歳		134	2	8		144
51歳		159	1	21		181
52歳		154	2	22	5	183
53歳		120	1	32	7	160
54歳		113		24	19	156
55歳		102		39	16	157
56歳		93		24	31	148
57歳		74		11	33	118
58歳		42		13	38	93
59歳		35		8	40	83
60歳以上					2	2
計	0	3,293	17	203	191	3,704

研究職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳						
23歳	1					1
24歳	5					5
25歳	2					2
26歳	5					5
27歳	1					1
28歳	3					3
29歳	1					1
30歳	6					6
31歳	1	1				2
32歳	3	2				5
33歳	2	1				3
34歳	4	1				5
35歳	2	2				4
36歳	4					4
37歳	4	3				7
38歳	4	2				6
39歳	1	2				3
40歳		5				5
41歳	5	5				10
42歳	3	6	2			11
43歳	2	3	2			7
44歳		1	2			3
45歳	1	3	4			8
46歳		2	2			4
47歳		3	4			7
48歳	1	1	3			5
49歳		1	1			2
50歳	1		4			5
51歳		2	1	1		4
52歳			4	1		5
53歳			3			3
54歳						
55歳			1	2		3
56歳			1	2		3
57歳				2		2
58歳				1	1	2
59歳			1	3		4
60歳以上						
計	62	46	35	12	1	156

医療職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	計
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳	2				2
27歳	1				1
28歳					
29歳					
30歳					
31歳		1			1
32歳					
33歳		2			2
34歳					
35歳					
36歳					
37歳					
38歳					
39歳					
40歳		1			1
41歳					
42歳					
43歳			1		1
44歳					
45歳					
46歳					
47歳					
48歳			1		1
49歳			1		1
50歳					
51歳					
52歳			1		1
53歳			1		1
54歳			2		2
55歳					
56歳				1	1
57歳			1		1
58歳					
59歳					
60歳以上			2		2
計	3	4	10	1	18

医療職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳		1						1
23歳		1						1
24歳		3						3
25歳		2						2
26歳	1	2						3
27歳		1						1
28歳		3						3
29歳		8						8
30歳		3						3
31歳		5						5
32歳		4						4
33歳		1						1
34歳		5						5
35歳		5	3					8
36歳			2	1				3
37歳		5	1					6
38歳				2				2
39歳		1	1	1				3
40歳		1	3					4
41歳			1	1				2
42歳			2		1			3
43歳				1	3			4
44歳			1	1	2			4
45歳		1		2	1			4
46歳				1	1			2
47歳		2	1					3
48歳				2		1		3
49歳				1	1			2
50歳		2		1	1			4
51歳				2				2
52歳		1						1
53歳				2	1			3
54歳								
55歳					1			1
56歳					1	1		2
57歳						1	1	2
58歳						3		3
59歳					2			2
60歳以上								
計	1	57	15	18	15	6	1	113

医療職給料表（3）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳								
24歳		2						2
25歳		1						1
26歳		2						2
27歳								
28歳		4						4
29歳		2						2
30歳		3						3
31歳								
32歳								
33歳		3						3
34歳		3						3
35歳		3	1					4
36歳		1						1
37歳								
38歳		1						1
39歳		3						3
40歳			2	2				4
41歳		1		1				2
42歳		1						1
43歳		2						2
44歳								
45歳		2	1		1			4
46歳		1						1
47歳		1	1		1			3
48歳		1						1
49歳		1		1				2
50歳		1						1
51歳								
52歳						1		1
53歳		1						1
54歳								
55歳								
56歳								
57歳								
58歳								
59歳								
60歳以上								
計	0	40	5	4	2	1	0	52

海事職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳	1					1
21歳						
22歳	2					2
23歳						
24歳		1				1
25歳	1					1
26歳	1					1
27歳	1	2				3
28歳		1				1
29歳		3				3
30歳						
31歳		1				1
32歳		1				1
33歳						
34歳	1					1
35歳			1			1
36歳						
37歳						
38歳						
39歳						
40歳		1	1			2
41歳			2			2
42歳			2			2
43歳						
44歳		2	1			3
45歳			1			1
46歳						
47歳						
48歳				2		2
49歳			1	1		2
50歳		1				1
51歳						
52歳						
53歳			1			1
54歳				1		1
55歳			1			1
56歳						
57歳					1	1
58歳						
59歳			1	1		2
60歳以上						
計	7	13	12	5	1	38

2 民間給与関係資料

平成25年職種別民間給与実態調査の結果

平成25年4月現在における民間事業所従業員の給与等の実態を調査したものである。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「農業・林業」、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された213事業所の中から無作為に抽出した147事業所（うち12事業所は調査不能等により集計対象外）である。

第13表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人 ～2,999人	500人 ～999人	100人 ～499人	50人 ～99人
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ・ 林 業	—	—	—	—	—	—
漁 業	1	—	—	—	1	—
鉱 業 、 建 設 業	10	3	—	—	2	5
製 造 業	57	2	1	5	36	13
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	29	9	1	3	12	4
卸 売 ・ 小 売 業	12	2	—	—	7	3
金融・保険業、不動産業	5	—	1	1	3	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	21	—	1	3	11	6
合 計	135	16	4	12	72	31

第14表 職種別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額				備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
					円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	9	50.1	574,460	0	574,460	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	53.4	670,506	0	670,506	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	44.5	412,832	0	412,832	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	5	50.1	623,950	0	623,950	構成員50人以上の工場長の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	4	50.0	563,114	0	563,114	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	79	52.2	526,452	203	526,249	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	55	52.8	531,306	276	531,030	
短 大 卒	1	*	*	*	*		
高 校 卒	22	50.3	522,785	39	522,746		
中 学 卒	1	*	*	*	*		
技 術 部 長	53	51.9	550,069	1,822	548,247	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職	
大 学 卒	28	52.1	555,588	3,495	552,093		
短 大 卒	9	50.8	586,859	0	586,859		
高 校 卒	16	52.2	519,812	0	519,812		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	61	51.2	465,399	58	465,341	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職	
大 学 卒	42	51.1	467,591	67	467,524		
短 大 卒	4	52.0	492,576	189	492,387		
高 校 卒	15	51.2	452,799	0	452,799		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	11	52.1	518,679	0	518,679	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職	
大 学 卒	10	52.8	518,974	0	518,974		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	1	*	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	159	47.8	472,642	4,446	468,196	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
大 学 卒	101	47.0	467,883	3,090	464,793		
短 大 卒	13	50.7	472,365	2,860	469,505		
高 校 卒	45	48.9	484,529	8,290	476,239		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長	112	48.8	524,421	3,994	520,427	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
大 学 卒	79	48.5	525,153	1,101	524,052		
短 大 卒	7	48.1	527,990	14,466	513,524		
高 校 卒	26	49.8	521,116	10,651	510,465		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 調査実人員が2人以下の場合は、平均年齢及び平均支給額を*としている。(第14表共通)
 2 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に還元して算出した数値である。(第14表共通)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職	
	120	46.1	414,781	40,043	374,738			
	大学卒	62	43.2	381,897	34,272	347,625		
	短大卒	7	49.7	366,221	19,696	346,525		
	高校卒	51	49.5	464,215	50,399	413,816		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	30	47.2	453,065	38,900	414,165		
	大学卒	16	44.5	376,520	10,795	365,725		
	短大卒	2	*	*	*	*		
	高校卒	12	51.1	542,302	77,801	464,501		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	305	43.2	344,743	34,104	310,639		係の長又は係長級専門職
	大学卒	128	41.1	339,546	35,680	303,866		
	短大卒	36	43.3	319,522	25,863	293,659		
	高校卒	139	45.0	354,348	34,532	319,816		
	中学卒	2	*	*	*	*		
	技術係長	173	44.4	410,112	49,807	360,305		
	大学卒	81	42.4	388,853	43,200	345,653		
	短大卒	13	43.1	430,052	54,865	375,187		
	高校卒	78	46.7	427,606	56,483	371,123		
中学卒	1	*	*	*	*			
事務主任	234	42.2	299,967	28,145	271,822			
大学卒	77	39.9	297,705	29,040	268,665			
短大卒	37	41.6	288,087	31,289	256,798			
高校卒	119	43.8	305,335	26,870	278,465			
中学卒	1	*	*	*	*			
技術主任	204	41.6	351,830	60,253	291,577			
大学卒	82	40.7	352,593	66,495	286,098			
短大卒	20	41.3	356,540	73,537	283,003			
高校卒	101	42.2	349,679	52,000	297,679			
中学卒	1	*	*	*	*			
事務係員	1,048	37.5	261,598	26,551	235,047			
大学卒	373	34.3	270,910	30,047	240,863			
短大卒	163	37.4	230,083	18,812	211,271			
高校卒	509	39.6	263,930	26,215	237,715			
中学卒	3	46.5	386,833	67,152	319,681			
技術係員	815	35.0	316,280	54,072	262,208			
大学卒	346	33.5	333,739	61,403	272,336			
短大卒	118	33.7	312,677	54,672	258,005			
高校卒	350	36.9	300,730	46,858	253,872			
中学卒	1	*	*	*	*			

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	8	51.0	600,521	0	600,521	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	2	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	32	51.7	603,313	10	603,303	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	24	52.5	669,453	0	669,453	
事 務 部 次 長	27	51.8	489,559	0	489,559	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	5	50.5	548,700	0	548,700	
事 務 課 長	79	46.3	513,195	7,111	506,084	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	74	48.4	585,458	6,003	579,455	
事 務 課 長 代 理	69	47.9	446,857	54,119	392,738	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職
技 術 課 長 代 理	13	48.8	572,257	92,964	479,293	
事 務 係 長	95	41.3	390,796	50,438	340,358	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	80	45.2	505,650	80,346	425,304	
事 務 主 任	52	38.9	330,356	38,215	292,141	
技 術 主 任	61	39.3	397,692	66,514	331,178	
事 務 係 員	342	37.0	298,122	39,777	258,345	
技 術 係 員	373	35.3	360,507	74,154	286,353	

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	3	48.8	493,102	0	493,102	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	41	53.0	488,872	382	488,490	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	21	51.3	474,916	123	474,793	
事 務 部 次 長	34	50.7	445,387	106	445,281	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	6	53.2	498,077	0	498,077	
事 務 課 長	68	49.4	428,617	1,740	426,877	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	33	50.1	413,485	507	412,978	
事 務 課 長 代 理	46	43.8	365,666	22,085	343,581	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職
技 術 課 長 代 理	17	46.1	372,770	2,479	370,291	
事 務 係 長	176	44.6	323,588	26,470	297,118	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	85	44.3	345,504	29,966	315,538	
事 務 主 任	146	42.7	292,561	26,626	265,935	
技 術 主 任	103	43.0	335,952	47,558	288,394	
事 務 係 員	593	37.3	248,371	20,256	228,115	
技 術 係 員	391	34.7	260,653	27,656	232,997	

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	6	50.0	431,980	0	431,980	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	8	51.8	462,352	8,817	453,535	
事 務 部 次 長	-	-	-	-	-	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	12	48.8	442,081	1,632	440,449	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	5	45.3	428,024	0	428,024	
事 務 課 長 代 理	5	46.3	456,497	32,744	423,753	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職
技 術 課 長 代 理	-	-	-	-	-	
事 務 係 長	34	42.1	327,040	28,364	298,676	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	8	40.9	350,767	23,578	327,189	
事 務 主 任	36	44.9	286,870	20,923	265,947	
技 術 主 任	40	40.5	343,838	82,754	261,084	
事 務 係 員	113	39.4	220,367	17,977	202,390	
技 術 係 員	51	34.5	263,480	38,406	225,074	

その2 その他の職種
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
技能・労務関係職種	電 話 交 換 手	5	47.2	237,862	11,215	226,647	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守 衛	24	54.6	229,449	17,486	211,963	
	用 務 員	-	-	-	-	-	
研究関係職種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	-	-	-	-	-	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室（係）の長
	主任 研 究 員	-	-	-	-	-	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
医療関係職種	病 院 長	1	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	3	58.2	1,747,117	66,667	1,680,450	上記病院長に事故等のあるときの職務代理者
	医 科 長	3	60.2	1,271,948	52,732	1,219,216	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	16	45.8	1,290,792	51,875	1,238,917	
	歯 科 医 師	2	*	*	*	*	
	薬 局 長	4	51.8	468,949	16,837	452,112	部下に薬剤師2人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
医 療 関 係 職 種	薬 剤 師	19	41.3	333,851	22,167	311,684	
	診療放射線技師	22	35.6	320,910	32,233	288,677	
	臨床検査技師	27	41.2	295,103	18,731	276,372	
	栄 養 士	17	38.5	266,512	10,248	256,264	
	理学療法士	88	31.8	270,020	7,013	263,007	
	作業療法士	76	31.6	259,779	3,118	256,661	
	総 看 護 師 長	7	59.1	472,407	4,571	467,836	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	66	51.0	408,015	27,873	380,142	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	182	40.0	317,024	26,342	290,682	
	准 看 護 師	118	42.4	282,832	41,636	241,196	
教 育 関 係 職 種	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	3	56.5	518,658	0	518,658	
	高等学校教諭	42	49.1	442,733	14,400	428,333	

第15表 職員と民間事業所従業員との対応関係

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課 長	支店長、工場長 部長、部次長	支店長、工場長 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課 長	課 長
5級			
4級	係 長	課長代理	課長代理
3級		係 長	係 長
2級	主 任	主 任	主 任
1級	係 員	係 員	係 員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第16表 職員給与と民間給与の較差

民間給与 ①	職員給与 ②	給与の較差 ①-② $\frac{①-②}{②} \times 100$
333,577 円	335,103 円	△1,526 円 (△ 0.46 %)

(注) 1 較差は、ラスパイレス方式により算出したものである。
2 職員、民間事業所従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

第17表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
	係員		18.2	17.5	2.6
課長級		17.3	15.8	2.1	64.8

第18表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし	定期昇給 停 止		
係員		78.8	74.6	16.2	17.6	40.9	4.2	21.2
課長級		77.6	72.0	15.3	15.8	41.1	5.6	22.4

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	企業規模	項目	昇給制度 あ り	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	昇給制度 な し
係員	500人以上	72.9	20.3	60.5	49.2	27.1	
	100人以上500人未満	89.4	43.4	68.8	38.0	10.6	
	100人未満	83.3	23.3	70.0	36.7	16.7	
課長級	規模計	83.5	28.1	61.4	36.1	16.5	
	500人以上	72.9	11.3	48.8	44.9	27.1	
	100人以上500人未満	89.4	39.8	64.0	32.7	10.6	
	100人未満	83.3	23.3	70.0	33.3	16.7	

(注) 1 昇給制度の内容は、複数回答である。
2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は昇給制度ありとして集計した。

第20表 学歴別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	初 任 給 月 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	181,810
	短 大 卒	159,621
	高 校 卒	151,689

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

第21表 初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
				増 額	据 置	減 額	
大 学 卒	規 模 計		27.1	(10.2)	(85.1)	(4.7)	72.9
		500人以上	30.4	(7.4)	(92.6)	(0.0)	69.6
		100人以上500人未満	30.9	(14.8)	(76.5)	(8.7)	69.1
		100人未満	16.7	(0.0)	(100.0)	(0.0)	83.3
高 校 卒	規 模 計		10.0	(18.8)	(81.2)	(0.0)	90.0
		500人以上	7.3	(0.0)	(100.0)	(0.0)	92.7
		100人以上500人未満	11.6	(34.0)	(66.0)	(0.0)	88.4
		100人未満	10.0	(0.0)	(100.0)	(0.0)	90.0

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第22表 特別給の支給状況

(単位：月分)

区 分	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下 半 期	2.08	2.21	1.91	1.97
上 半 期	1.81	2.01	1.70	0.84
年 間 の 計	3.89	4.22	3.61	2.81

(注) 1 下半期は平成24年8月から平成25年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間である。
2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

第23表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模	項 目	部長級（非役員）		課 長 級		係 員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	規 模 計	51.9	48.1	52.8	47.2	59.2	40.8
	500人以上	43.8	56.2	47.0	53.0	65.2	34.8
	100人以上500人未満	59.1	40.9	57.9	42.1	60.7	39.3
	100人未満	44.6	55.4	48.8	51.2	48.7	51.3

第24表 家族手当の支給状況

(単位：円)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	11,513
配 偶 者 と 子 1 人	16,624
配 偶 者 と 子 2 人	21,289

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

第25表 住宅手当の支給状況

(単位：%)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	38.0
非 支 給	60.8
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額の中位階層	18,000 円以上 19,000 円未満

第26表 雇用調整等の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採 用 の 停 止 ・ 抑 制	8.4
転 籍	5.7
希 望 退 職 者 の 募 集	5.1
正 社 員 の 解 雇	0.0
部 門 の 整 理 閉 鎖 ・ 部 門 間 の 配 転	3.0
業 務 の 外 部 委 託 ・ 一 部 職 種 の 派 遣 社 員 等 へ の 転 換	1.9
残 業 の 規 制	6.2
一 時 帰 休 ・ 休 業	2.8
ワ ー ク シ ェ ア リ ン グ	0.7
賃 金 カ ッ ト	4.9
計	28.9

- (注) 1 平成25年1月以降の実施状況である。
2 複数回答のため、各項目の合計は計と一致しない。

第27表 賃金カット等の実施状況

(単位：%)

職 種	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係 員	6.5	5.8
課長級	7.1	6.2

(注) 平成25年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業、又はワークシェアリングを実施した事業所の状況である。

第28表 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る割増賃金率の状況

(単位：%)

割増賃金率	適用従業員割合		(参考) 適用事業所割合	
	割 合	累積割合	割 合	累積割合
31%以上	11.4	11.4	5.4	5.4
30%	29.7	41.1	24.8	30.2
29%	0.0	41.1	0.0	30.2
28%	0.0	41.1	0.0	30.2
27%	0.0	41.1	0.0	30.2
26%	0.0	41.1	0.0	30.2
25%	58.9	100.0	69.8	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、少数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

3 生計費関係資料

第29表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成25年4月）

世帯人員 費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	26,420	30,240	42,710	55,190	67,590
住居関係費	36,160	38,120	34,330	30,540	26,790
被服・履物費	3,920	3,900	6,770	9,650	12,520
雑費Ⅰ	23,670	41,090	52,620	64,030	75,440
雑費Ⅱ	12,780	36,110	38,280	40,530	42,700
計	102,950	149,460	174,710	199,940	225,040

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における鳥取市の調査結果（全世帯・平成25年4月分）に基づく費目別平均支出金額（4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて求めた。

1人世帯については、全国の1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の同支出金額の割合を乗じて求めた。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道及び家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育及び教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費及び仕送り金）

4 労働経済関係資料

第30表 労働経済指標

項目		年月		平成23年度	平成24年度	平成24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
		前年度比・前 年同月比(%)											
① 常用雇用指数 (調査産業計)				△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	0.0	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2	
② 有効求人倍率 (季節調整値)	全国	(倍)		0.68	0.82	0.79	0.80	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	
	鳥取県	(倍)		0.68	0.70	0.70	0.69	0.70	0.71	0.70	0.71	0.73	
③ 完全失業率 (季節調整値)			(%)	4.5	4.3	4.5	4.4	4.3	4.3	4.2	4.3	4.2	
④ きまって支給する給与 (調査産業計)	全国	(千円)		291.7	289.2	293.0	289.0	290.4	289.5	288.2	288.4	289.6	
		前年度比・前 年同月比(%)		0.0	△ 0.1	0.8	1.1	0.2	0.1	0.2	△ 0.3	△ 0.5	
	鳥取県	(千円)		242.6	244.3	247.0	244.0	244.9	243.8	243.7	243.2	244.9	
		前年度比・前 年同月比(%)		0.8	0.7	△ 0.2	0.6	△ 0.3	△ 1.6	△ 1.4	△ 1.2	△ 1.0	
⑤ 所定内給与	調査 産業計	全国	(千円)		267.6	265.4	268.1	265.2	266.6	266.0	265.0	265.6	266.1
			前年度比・前 年同月比(%)		0.1	△ 0.2	0.3	0.6	△ 0.1	0.0	0.2	△ 0.2	△ 0.1
	鳥取県	(千円)		226.2	227.9	229.7	227.1	229.7	227.8	228.0	227.0	228.9	
		前年度比・前 年同月比(%)		1.0	0.7	△ 0.1	0.3	△ 0.6	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.5	△ 0.7	
	一般 労働者	全国	前年度比・前 年同月比(%)		0.0	0.2	0.5	0.6	0.1	0.3	0.4	0.1	0.2
			(千円)		256.2	266.0	268.5	265.6	267.6	265.4	265.0	264.1	266.8
⑥ 所定外給与 (調査産業計)	全国	(千円)		24.1	23.8	24.9	23.8	23.8	23.5	23.2	22.8	23.5	
		前年度比・前 年同月比(%)		0.0	△ 0.3	4.8	6.1	4.1	0.3	1.1	△ 1.9	△ 4.1	
⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)		149.8	149.5	153.6	148.3	154.9	153.2	148.4	148.1	152.5	
		鳥取県	(時間)		153.2	152.3	156.7	151.3	157.0	155.1	150.3	149.4	156.9
⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)		12.0	12.1	12.7	12.1	12.0	12.0	11.6	11.8	12.1	
		鳥取県	(時間)		8.5	9.3	9.6	8.8	8.8	9.4	8.6	9.3	9.2
⑨ 消費支出	全国	全世帯	(千円)		282.9	286.4	304.3	288.6	270.7	283.5	284.3	266.7	285.0
			前年度比・前 年同月比(%)		△ 2.7	1.2	4.2	4.4	2.2	1.1	0.8	△ 1.1	0.1
		勤労者 世帯	(千円)		308.5	314.2	340.1	305.4	293.6	312.9	311.0	300.5	315.1
			前年度比・前 年同月比(%)		△ 3.0	1.8	4.8	1.5	2.8	1.3	0.7	0.7	0.6
	鳥取市	全世帯	(千円)		274.7	269.7	332.0	253.1	248.1	254.1	252.2	231.1	267.6
			勤労者 世帯	(千円)		292.5	295.2	322.8	280.2	271.8	287.6	237.8	275.8
⑩ 消費者物価指数 (総合)	全国	前年度比・前 年同月比(%)		△ 0.1	△ 0.3	0.4	0.2	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.4	
		鳥取市	前年度比・前 年同月比(%)		0.1	△ 0.2	0.7	0.3	△ 0.1	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.4
⑪ 国内企業物価指数			前年度比・前 年同月比(%)		1.4	△ 1.1	△ 0.7	△ 0.9	△ 1.5	△ 2.3	△ 2.0	△ 1.5	△ 1.1

(注) 1 ①、④、⑤、⑥、⑩、⑪の増減率については、平成22年平均=100とした指数(ただし、⑩の平成22年度については
2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。

11月	12月	平成25年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	資料出所	
△ 0.6	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.1	厚生労働省(毎月勤労統計調査)	
0.82	0.83	0.85	0.85	0.86	0.89	0.90	0.92	0.94	厚生労働省	
0.72	0.72	0.70	0.77	0.77	0.79	0.82	0.85	0.89		
4.2	4.3	4.2	4.3	4.1	4.1	4.1	3.9	3.8	総務省(労働力調査)	
289.5	289.4	285.8	287.9	289.5	292.8	288.4	289.3	288.6	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)	
△ 0.3	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.8	△ 1.1	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.4		
244.6	245.7	240.2	245.1	245.0	248.6	241.1	246.3	246.4		
0.2	0.0	△ 2.1	△ 0.3	△ 1.0	0.6	△ 1.2	0.6	1.1		
265.5	265.0	262.2	264.0	265.0	267.8	264.4	265.2	264.3		
△ 0.1	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.6		
228.4	228.8	224.9	228.0	226.9	230.7	225.2	228.8	229.4		
0.5	△ 0.1	△ 1.3	△ 0.7	△ 1.2	0.4	△ 0.8	△ 0.4	0.7		
0.3	0.2	△ 0.2	0.1	△ 0.4	0.0	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.4		
266.3	267.3	263.9	266.7	265.2	269.3	262.2	264.2	265.5		
24.1	24.4	23.6	23.9	24.5	25.1	23.9	24.1	24.2		
△ 3.2	△ 2.0	△ 2.5	△ 3.2	△ 1.4	0.7	0.5	1.3	3.1		
16.2	16.9	15.3	17.1	18.1	17.9	15.9	17.5	17.0		
155.3	148.6	139.1	145.4	146.7	154.0	149.3	152.1	154.3		
158.0	151.1	140.4	149.4	152.2	158.4	151.2	155.7	157.1		
12.2	12.6	11.7	11.9	12.5	12.7	12.1	12.1	12.4		
9.4	10.0	8.6	9.5	10.7	10.5	9.0	10.0	9.9		
274.0	325.8	288.4	268.5	316.5	304.4	283.2	270.5	286.7		総務省(家計調査)
0.1	△ 0.7	1.6	1.0	4.0	0.0	△ 1.9	△ 0.1	1.2		
300.3	359.5	320.6	298.8	350.9	340.2	308.1	296.2	310.0		
1.8	2.4	3.6	2.0	6.3	0.0	0.9	0.9	△ 0.9		
248.1	299.7	272.6	273.1	304.6	286.7	247.3	237.5	233.7	総務省	
277.1	331.9	281.7	327.9	315.8	309.1	250.2	258.5	256.7		
△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.3	0.2	0.7		
0.2	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.6	△ 1.1	△ 0.6	△ 0.4	0.0	0.7		
△ 1.1	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.5	0.1	0.5	1.2	2.3	日本銀行	

平成17年平均=100とした指数)を基礎としている。

5 人事院報告関係資料

給与等に関する報告の骨子

○ 本年の給与等に関する報告のポイント

月例給、ボーナスともに改定なし

- ① 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出
 - ・ 減額支給措置は民間準拠による改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、昨年同様、減額前の較差に基づき給与改定の必要性を判断
 - ・ 減額前の較差(0.02%)が極めて小さく、俸給表等の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は見送り
- ② 公務の期末・勤勉手当(ボーナス)の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし
 - ・ 上記給与減額支給措置が行われていることを勘案

給与制度の総合的見直し

減額支給措置終了後に、俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的見直しを実施できるよう準備に着手

- ① 民間の組織形態の変化への対応
- ② 地域間の給与配分の見直し
- ③ 世代間の給与配分の見直し
- ④ 職務や勤務実績に応じた給与

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

約12,500民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査(完了率88.6%)

* 民間給与を広く把握し、公務員給与に反映させるため、本年から調査対象を全産業に拡大

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査(ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較
月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

- 月例給の較差(給与減額支給措置による減額前) 76円 0.02%
(給与減額支給措置による減額後) 29,282円 7.78%

(行政職俸給表(一)…現行給与(減額前)405,463円 平均年齢43.1歳
(減額後)376,257円)

- 官民較差が極めて小さく俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わない
- * 勧告の前提となる官民比較については、給与減額支給措置は民間準拠による水準改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、給与法に定める給与額に基づき実施

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 公務の支給月数（現行3.95月（減額前））は、民間の支給割合（3.95月）と均衡しており、改定は行わない

- ・ 給与減額支給措置が行われていることを勘案
（参考）減額後の公務の支給月数3.56月分相当

Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

給与構造改革に関する勧告を行ってから8年が経過し、我が国の社会経済情勢は急激に変化。国家公務員給与については一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきている

国家公務員の給与に対する国民の理解を得るとともに、公務に必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力の維持・向上を図っていくため、俸給表構造、諸手当の在り方を含め、給与制度の総合的な見直しについて検討を進め、早急に結論

- 民間の組織形態の変化への対応 部長、課長、係長等の間に位置付けられる従業員についても来年から官民比較の対象とする方向で検討
- 地域間の給与配分の在り方 地域の公務員給与が高いとの指摘。地域における官民給与の実情を踏まえ、更なる見直しについて検討
 - * 民間賃金水準の低い全国1/4の12県の官民較差と全国の較差との率の差は実質的に2ポイント台半ば
- 世代間の給与配分の在り方 地域間給与配分の見直しと併せて、民間賃金の動向も踏まえ、50歳台、特に後半層の水準の在り方を中心に給与カーブの見直しに向けた必要な措置について検討
- 職務や勤務実績に応じた給与
 - ・ 人事評価の適切な実施と給与への反映
人事評価の適切な実施が肝要。昇給の効果の在り方等について検討
 - ・ 技能・労務関係職種の給与の在り方
業務委託等により行政職(二)職員の削減が一層進められることが必要。直接雇用が必要と認められる業務を担当する職員を念頭に民間の水準を考慮した給与の見直しを検討
 - ・ 諸手当の在り方 公務の勤務実態や民間の手当の状況等を踏まえ必要な検討
- * 給与構造改革における昇給抑制の回復
平成26年4月1日の昇給回復は、45歳未満の職員を対象とし、最大1号俸上位の号俸に調整

Ⅳ 雇用と年金の接続

閣議決定を踏まえ、各府省において現行の再任用を活用した雇用と年金の確実な接続を図る必要

- 雇用と年金の確実な接続のための取組
 - ・ 職員に対する周知、希望聴取
 - ・ 再任用職員の能力と経験をいかせる職務への配置等
 - ・ 再任用に関する苦情への対応
 - ・ 高齢期雇用を契機とした人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等
- 再任用職員の給与
 - ・ 再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、公的年金が全く支給されない民間再雇用者の給与の実態を把握した上で、再任用職員の職務や働き方等の実態等を踏まえ検討
 - ・ 民間では、公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準を一部支給される再雇用者の給与水準から変更しない事業所が多く、転居を伴う異動の場合に単身赴任手当を支給する事業所が大半
- * 年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには、再任用の運用状況を随時検証しつつ、本院の意見の申出(平成23年)に基づく段階的な定年の引上げも含め再検討がなされる必要

Ⅴ 適正な給与の確保の要請

給与減額支給措置が終了する平成26年4月以降の給与については、本年の報告に基づく民間準拠による給与水準が確保される必要。国会及び内閣に対し、勧告制度の意義・役割に深い理解を示し、民間準拠による適正な給与を確保するよう要請

国家公務員制度改革等に関する報告の骨子

I 国家公務員制度改革についての基本認識

1 これまでの改革の経緯を踏まえた留意点

- ・ 全体の奉仕者である公務員の人事管理の特性を踏まえ、人事行政の公正確保や労働基本権制約の代償機能の確保の観点からの十分な議論が必要
- ・ 制度官庁や各府省人事当局の実務家等の知見を活用して実効性ある制度設計を行う必要
- ・ 公務員制度は行政の基盤となる制度であり、改革は広く関係者の合意に基づいて行う必要

2 今後の国家公務員制度改革の検討に当たっての論点

(1) 幹部職員人事の一元管理

内閣人事局の役割と各省大臣の組織・人事管理権との調和等を考慮して適切な制度設計を行う必要。中立・第三者機関が選考基準設定等に関与する必要

(2) 内閣人事局の設置と人事院の機能移管

- ・ 級別定数は重要な勤務条件であり、労働基本権制約の下では、級別定数に関する機能は中立・第三者機関が代償措置として担う必要
- ・ 任用の基準、採用試験及び人事院が所掌している研修は、人事行政の公正確保の観点から特に重要な事務であり、これまでどおり中立・第三者機関が担う必要

(3) 自律的労使関係制度

本院はこれまで自律的労使関係制度について議論を尽くすべき重要な論点を提起。十分な議論は行われておらず、未だ国民の理解は得られない状況

II 人事行政上の諸課題への取組

1 能力・実績に基づく人事管理の推進

(1) 幹部職員等の育成・選抜に係る人事運用の見直し等

管理職へは採用年次により一律的に昇任させるのではなく、幹部職員等として必要な能力・適性を判断して選抜を行うなど、能力・適性に基づく人事運用が一層進められるよう各府省に働きかけ

(2) 人事評価の適切な実施・活用

公務組織の活力を保つためには、各職員の勤務実績が人事評価に的確に反映され、その結果を活用した人事管理を推進する必要。政府における人事評価制度・運用の改善等の検討に協力

2 採用試験等の見直し

(1) 国家公務員採用試験への英語試験の活用

平成27年度総合職試験から外部英語試験を導入。本年秋を目途に全体の概要を公表できるよう検討

(2) 就職活動時期の見直しへの対応

民間の就職活動後ろ倒しを踏まえ、平成27年度試験日程等について検討。平成26年度試験日程の発表と合わせて周知

3 女性国家公務員の採用・登用の拡大と両立支援

(1) 女性国家公務員の採用・登用の拡大

女性職員を対象とする管理能力向上のための研修の拡充等の新たな取組を推進

(2) 両立支援の推進

- ・ 本日、配偶者帯同休業制度の導入について意見の申出。育児・介護を行う職員へのフレックスタイム制や短時間勤務制の適用の拡大等について早期に成案を得るよう検討
- ・ 男性職員の育児休業の取得が進まない要因等を職員の意識調査で把握し、必要な対応を実施
- ・ 超過勤務の縮減には、厳正な勤務時間管理などが肝要。国会関係業務などは関係各方面の理解と協力を得ながら改善。超過勤務手当については、必要に応じた予算の確保が必要

一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出の骨子

公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度（配偶者帯同休業制度）を創設

1 配偶者帯同休業制度の目的

外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業の制度を設けることにより、有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的

2 配偶者帯同休業制度の概要

(1) 休業の対象となる職員

外国で勤務等をする配偶者*と生活を共にすることを希望する職員（常時勤務することを要しない職員等を除く。）

※ 配偶者は国家公務員に限らない。

(2) 休業の承認

職員の請求に基づき、任命権者が、職員の勤務成績等を考慮した上で公務の運営に支障がないと認めた場合に承認

(3) 休業の期間

1回の休業期間は3年を超えない範囲内（3年を超えない範囲内であれば、1回に限り期間の延長が可能）

(4) 休業の効果

休業期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事せず、給与は非支給

(5) 休業の承認の失効等

- ・ 休業をしている職員が退職又は停職の処分を受けた場合、配偶者が死亡又は配偶者と離婚した場合は、休業の承認が失効
- ・ 休業をしている職員が配偶者と生活を共にしなくなった場合などは、任命権者は休業の承認を取消し

(6) 休業に伴う任期付採用及び臨時的任用

任命権者は、職員の配置換え等の方法により配偶者帯同休業を請求した職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、請求の期間を限度として、任期付採用又は臨時的任用を行うことが可能

(7) 給与の復職時調整

職務に復帰した場合、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内で必要な調整が可能

3 実施時期

公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から実施